

コミュニティユニオン東京 組合活動事故見舞金規程

2017年5月26日

コミュニティユニオン東京

2016年度第11回執行委員会

共済資格のある組合員が、コミュニティユニオン東京本部、支部の機関決定による組合活動、行事などに参加した組合員と家族の事故に対して以下の見舞金を給付します。

- ◇死亡事故 本人5万円、家族3万円
- ◇10日以上入院及び後遺障害 本人3万円、家族1万円
- ◇10日未満入院、3日以上実通院 本人1万円 家族5千円

2017年7月1日から実施

組合活動事故見舞金申請書

年 月 日

支部名 _____

執行委員長 _____

組合員 _____ または（及び）その家族 _____ が支部（CU

東京本部）の要請で _____ 年 _____ 月 _____ 日、 _____

の活動に参加したところ事故に遭い（死亡、10日以上入院及び後遺障害、10日未満入院、3日以上実通院）（該当する箇所におつけください）となりましたので、組合活動事故見舞金を申請します。

申請組合員の共済資格発生日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

コミュニティユニオン東京 執行委員会 御中